

特定地域における措置について

指定要件及び期間	指定地域	特定地域における措置
<p>【指定要件】次の1又は2のいずれかに該当する地域</p> <p>1. 人口10万人以上の都市を含む営業区域であって、 ①から③までのいずれかに該当するもの ① 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して減少していること ② 前5年間の事故件数が毎年度増加していること ③ 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること</p> <p>2. 人口10万人以上の都市を含まない営業区域であって、 ①から③までのいずれにも該当するもの ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと ② アからウまでのいずれかに該当すること ア. 日車実車キロ又は日車營收が、平成13年度と比較して10%以上下回っていること イ. 前5年間の事故件数が毎年度増加していること ウ. 前5年間の法令違反の件数が毎年度増加していること ③ 当該営業区域を含む都道府県知事又は市町村長から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと</p> <p>【指定期間】3年を超えない範囲</p>	別紙	<p>【新規参入への対策(法人)】</p> <p>●新規許可基準</p> <p>① 収支計画 許可申請に当たり提出を求める収支計画上の営業収入が、申請する営業区域で新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであること</p> <p>② 最低車両数の引き上げ 東京特別区・政令市40両、30万人以上都市30両、その他20両</p> <p>【新規参入への対策(個人)】</p> <p>●新規許可基準</p> <p>○ 収支計画 許可申請に当たり提出を求める収支計画上の営業収入が、申請する営業区域で新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであること</p> <p>【増車への対策】</p> <p>●増車認可基準</p> <p>① 収支計画 認可申請に当たり提出を求める収支計画上の増車車両分の営業収入が、申請する営業区域で新たに発生する輸送需要によるものであることが明らかであること</p> <p>② 運転者の確保状況 一般タクシー車両に係る運転者の確保状況について、原則1両当たり1.5人以上であること</p> <p>③ 実働率 一般タクシー車両に係る実働率について、原則80%以上であること</p> <p>④ 法令遵守状況 申請後に監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分を受けなかったこと</p> <p>【減車実施事業者に対する監査の特例】</p> <p>●基準車両数を、減車により、地方運輸局長が公示する基準(原則10%)以上下回っているタクシー事業者については、原則として、長期未監査等を監査端緒とする巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導の対象としない</p> <p>【行政処分の特例】</p> <p>●特定地域内の営業所における一定の違反については、処分日車数をそれぞれ次のとおり加重</p> <p>① 特別監視地域の指定後に新規許可等を受けた者による違反 3.5倍 ② 監査時車両数を基準車両数よりも増加させている者による違反(①の場合を除く) 3.5倍 ③ 監査時車両数が基準車両数以下であり、監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させていない者による違反(①の場合を除く) 2倍 ④ 監査時車両数を基準車両数の5%以上減少させている者による違反(①の場合を除く) 1倍 ⑤ ④のうち、特定地域に指定された後に減少させている者による違反 1.5倍</p>